

特定施設の設置の許可対象の合理化

令和 2 年 12 月 22 日
水・大気環境局水環境課
閉鎖性海域対策室

1. 概要

- 瀬戸内海の区域においては、法第 5 条第 1 項に基づき、特定事業場からの排出水の日当たりの最大量が 50 m³以上となる者が特定施設（下水終末処理施設等を除く。）を設置する場合に府県知事の許可を要することとなっており、当該特定施設からの汚水等の処理の方法や排出先等の状況にかかわらず、一律で事前評価等を要することとされている。
- 他方、特定施設から公共用水域へ汚水等を排出せず、かつ、関連する工程等により排出水の量が増加せず、汚染状態が悪化しないことが明らかとなる場合は、当該特定施設の設置が瀬戸内海の水質に変化を及ぼすおそれがないことが明らかであるため、許可の合理化が必要である。

2. 具体例

- 具体的には、既設の特定施設から公共用水域に 50m³以上の排出水を排出する者が、①排出水の全量を公共下水道若しくは流域下水道に排除する特定施設を新設する場合（図 1）又は②排出水の全量を産業廃棄物として適正に処理する特定施設を新設する場合（図 2）。
- ただし、特定施設から公共用水域に汚水等を排出しない場合であっても、特定施設に関連する工程等から公共用水域に水（場内洗浄用水やスモーク製品冷却用水等）が排出される場合（図 3）には、当該排出水が周辺公共用水域に及ぼす水質の変化を予測する必要がある。

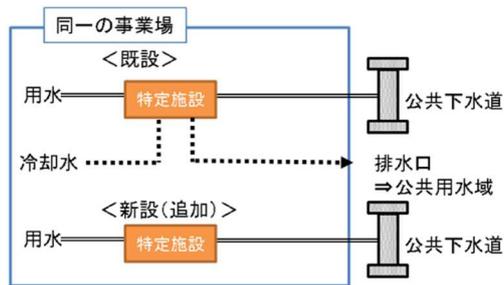


図1 ①排出水の全量を下水道に排除する特定施設を新設する場合のイメージ

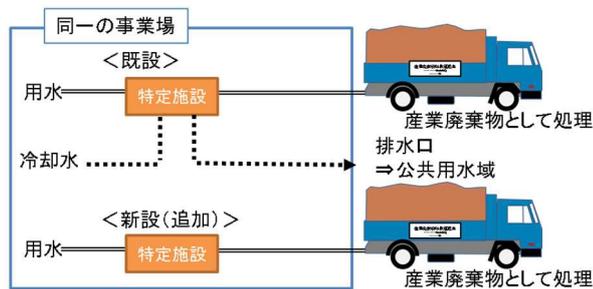


図2 ②排出水の全量を産業廃棄物として適正に処理する特定施設を新設する場合のイメージ

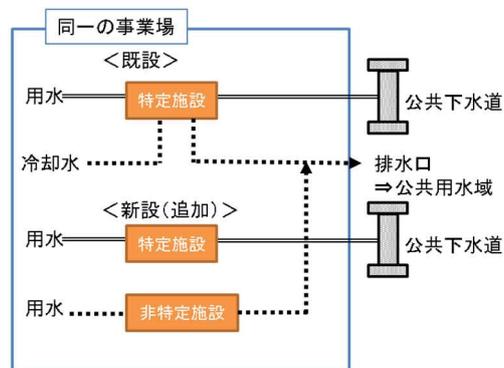


図3 引き続き事前評価等を要する場合のイメージ